

○佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの有効活用と災害時等の電源確保を図り、地球温暖化の防止及び災害に強い島づくりを推進するため、電気自動車を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則(平成16年佐渡市規則第55号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃燃料を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)をいう。なお、国の補助金において、電気自動車に分類された補助対象車種に限る。
- (2) 国の補助金 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する個人事業主若しくは法人であり、自動車検査証に記載されている電気自動車を所有すること。
- (2) 購入する電気自動車の自動車検査証の使用の本拠の位置が市内であること。
- (3) 国の補助金の対象となる電気自動車を購入すること。
- (4) 納期が到来している市税を滞納していないこと。
- (5) 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。

(6) 別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、国の補助金で定める銘柄ごとの補助金交付額の2分の1に相当する額とし、40万円を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請等)

第5条 申請者は、電気自動車導入促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に市長が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、補助対象車両の初度登録日から60日以内又は2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、電気自動車導入促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して電気自動車導入促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された電気自動車導入促進補助金交付請求書(様式第4号)により補助金を支払うものとする。

(補助金の経理)

第8条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、電気自動車導入促進補助金財産処分収入金報告書(様式第5号)を市長に提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、電気自動車とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用する。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、電気自動車導入促進補助金財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正の申請により交付を受けたときは、交付した金額の一部又は全額の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

3 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、電気

自動車導入促進補助金返還命令書(様式第7号)により行う。

- 4 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第2項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 5 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

(加算金)

第12条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

- 2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、電気自動車導入促進補助金返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第8号)により行うものとする。

(延滞金)

第13条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。
- 3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、電気自動車導入促進補助金返還に係る延滞金(免除・減額)申請書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金交付の停止)

第14条 市長は、補助事業者が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見

込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

- 2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、電気自動車導入促進補助金停止通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 別表第1に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。
- 4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

(報告及び調査)

第15条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに電気自動車導入促進補助金遂行状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(協力事項)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

- (1) 成果に関する資料の作成
- (2) 市が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
- (3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第17条 この事業の事務は、総合政策課において所掌する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公表の日から施行する。

別表第1（第3条、第14条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

別表第2（第11条関係）

区分		承認条件	返還額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	返還（ただし、備考欄の場合、補助金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、補助対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。
	補助事業を中止する場合	道路 拡張 等により 取り壊す 場合	返還 財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を返還する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。
譲渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償	返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じ	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合

		要とし、当該財産の状況を報告すること。)	た金額を返還する。	は、返還を要しない。
交換	下取り交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること。		新規購入するものは、当初の補助対象財産の要件を備えているものに限る。
	下取り交換以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を返還する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	

担保	補助残融資 又は補助目的 の遂行上 必要な融資 を受ける場合	本来の補助目的 の遂行に影響を 及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評 価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じ た金額を返還する。	
取壊し、廃棄		返還	残存簿価又は時価評 価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じ た金額を返還する。	

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

年度電気自動車導入促進補助金交付申請書兼実績報告書

年度において、電気自動車導入促進補助金の交付を受けたいので、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

電気自動車の概要	メーカー・車種名・型式
自動車検査証に記載された使用の本拠の位置	佐渡市
国CEV補助金における補助金交付額	円①
補助金申請額	①×1/2＝ 円(千円未満切捨)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人又は個人事業主の場合、法人登記簿謄本等、当該事業所で事業を営んでいることを証明できるもの (2) 自動車検査証の写し及び購入車両の写真 (3) 車両購入に係る売買契約書及び支払いが確認できる領収書等の写し(グレード及び購入価格が明示されていること。) (4) 別紙 誓約書兼同意書 (5) その他、市が必要として求める書類

別紙(様式第1号関係)

誓約書兼同意書

私(法人である場合は「当社」、団体である場合は「当団体」)は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

また、補助金の交付の申請に当たり、私の世帯の住民基本台帳、市税等の納付状況について担当職員が確認することについて同意いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱の規定を遵守し、補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税(等)を滞納していない者であること。
- 3 佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 4 佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱別表に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名)

※自署又は記名押印

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

佐渡市長

年度電気自動車導入促進補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました電気自動車導入促進補助金の交付について、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金交付決定兼確定額 円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

佐渡市長

年度電気自動車導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました電気自動車導入促進補助金の交付について、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年度電気自動車導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった電気自動車
導入促進補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡市電気自動車導入促進補助金交
付要綱第7条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名・支店名
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

	役職	氏名	連絡先
発行責任者			
担当者			

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

年度電気自動車導入促進補助金財産処分収入金報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた電気自動車導入促進補助金で取得した財産について、下記のとおり財産処分を行いましたので、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

1 財産処分の内容

2 財産処分に伴い得た収入金 円

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年度電気自動車導入促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知を受けた
年度電気自動車導入促進補助金に係る財産処分の承認を受けたいので、佐渡市電気
自動車導入促進補助金交付要綱第10条第3項の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

(1) 財産の名称及び仕様等

(2) 処分の方法

(3) 処分の時期

(4) 残存簿価

(5) 処分による収入金

(6) 処分理由

2 処分しようとする相手方

- ・住所
- ・氏名又は団体名称及び代表者名
- ・使用の目的
- ・使用の条件

3 納付すべき金額及び算出基礎

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長

年度電気自動車導入促進補助金返還命令書

佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 電気自動車の概要

メーカー:

車種名:

型式:

2 返還すべき額

3 返還期限

4 返還を命ずる理由

5 返還方法

6 補助対象年度

7 補助金等の名称

8 補助金等の交付決定通知額

9 補助金等の交付済額

年 月 日 交付 円
年 月 日 交付 円

10 補助金等の交付確定額

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年度電気自動車導入促進補助金返還に係る
(加算金・延滞金)(免除・減額)申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の(交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた)電気自動車導入促進補助金の返還に係る(加算金・延滞金)の(免除・減額)を受けたいので、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第(12・13)条第(3・4)項の規定により申請します。

記

1 電気自動車の概要

メーカー：
車種名：
型式：

2(加算金・延滞金)の額 円

3(加算金・延滞金)(免除・減額)申請の理由

住 所

氏 名 様

佐渡市長

年度電気自動車導入促進補助金停止通知書

佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第14条第2項の規定により、補助金等の交付を(停止・再停止)する。

記

1 電気自動車の概要

メーカー:

車種名:

型式:

2 停止期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年度電気自動車導入促進補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった電気自動車導入促進補助金の遂行状況を、佐渡市電気自動車導入促進補助金交付要綱第15条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 電気自動車の概要

メーカー:

車種名:

型式:

2 事業の遂行状況及び進捗率